

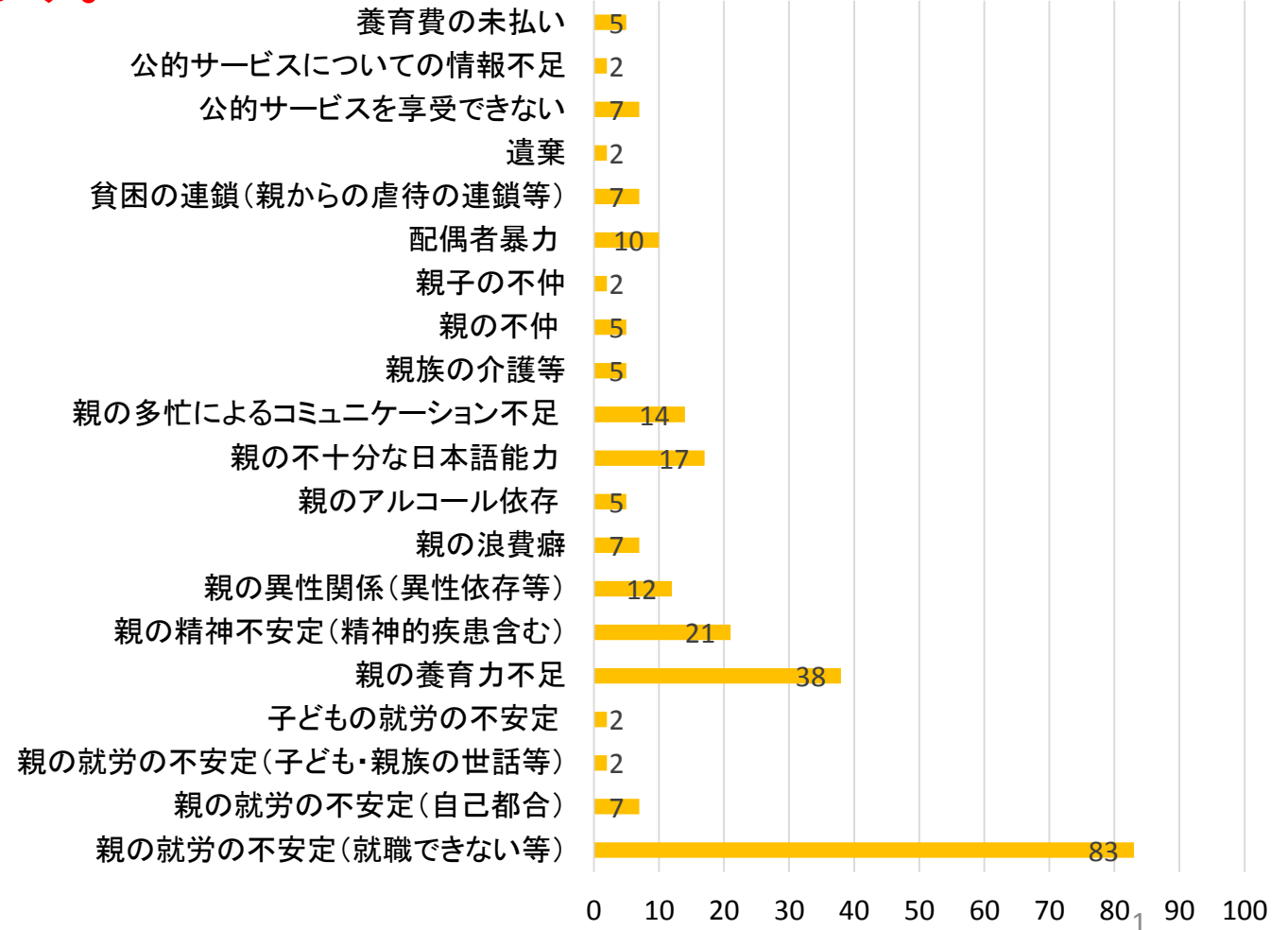
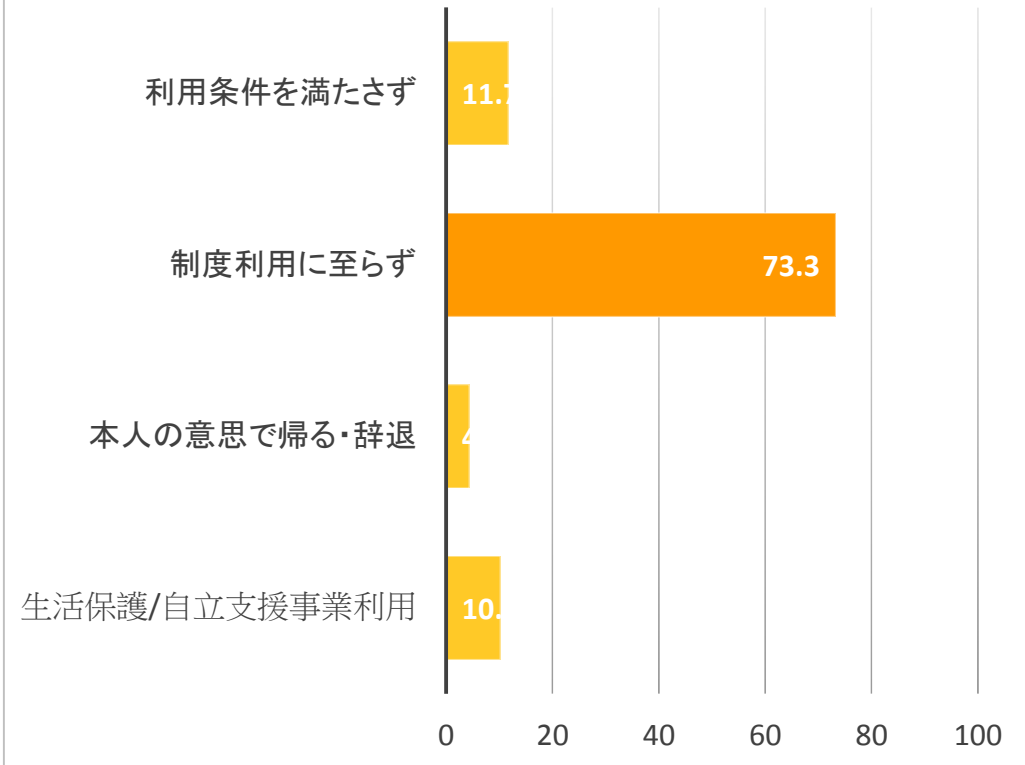
生活困窮者には自立支援法があるが 支援を受けられていない人たちがいます。

ここからねっとはこのような方を
支援対象にしていきます。

生活困窮者 ケーススタディ(n=42)
2011年荒川区調査結果中間報告

福祉事務所を訪れた際の対応

(ホームレス支援NPO団体資料より)



現代の課題 生きづらい世の中

- ・ 生きづらさは、主に以下の3要素から成りっている。

個人的背景



「健康問題」

- ・精神的に不安定
- ・精神疾患の増加
- ・生活習慣病、慢性疾患の増加
- ・先天的、後天的な障害
- ・高齢化

「コミュニケーション不全」

- ・自己肯定感の低下
- ・過度なしつけや過保護
- ・親の養育力欠落、愛情不足
- ・SNSの発達による他者との関わり、
会話の減少

社会的背景



「雇用の減少」

- ・行き過ぎた資本主義
- ・コスト削減のためによる人員減少
- ・過重労働による重圧
- ・能力社会
- ・病気、障害をお持ちの方の排除

「貧困」

- ・社会格差の拡大
- ・給与所得の減少
- ・失業、事業破綻
- ・様々な“働けない事情”
- ・公的サービスへのつながり欠如

環境的背景



「家庭」

- ・家族内の不和
- ・核家族化、地域からの孤立
- ・多忙な養育者、介護の負担
- ・離婚・再婚の増加
- ・片親、DV、虐待、ネグレクト

「学校」「職場」

- ・競争社会
- ・能力、効率の重視
- ・スピード、リスクマネジメント、サービスの重視による仕事量増加
- ・パワハラ、モラハラ、いじめ

貧困とは① ~ 貧困は「絶対的貧困」と「相対的貧困」の2種類がある ~

絶対的貧困

- ・ 国の経済状況、地域的特色、時代背景によって引き起こされる状態。

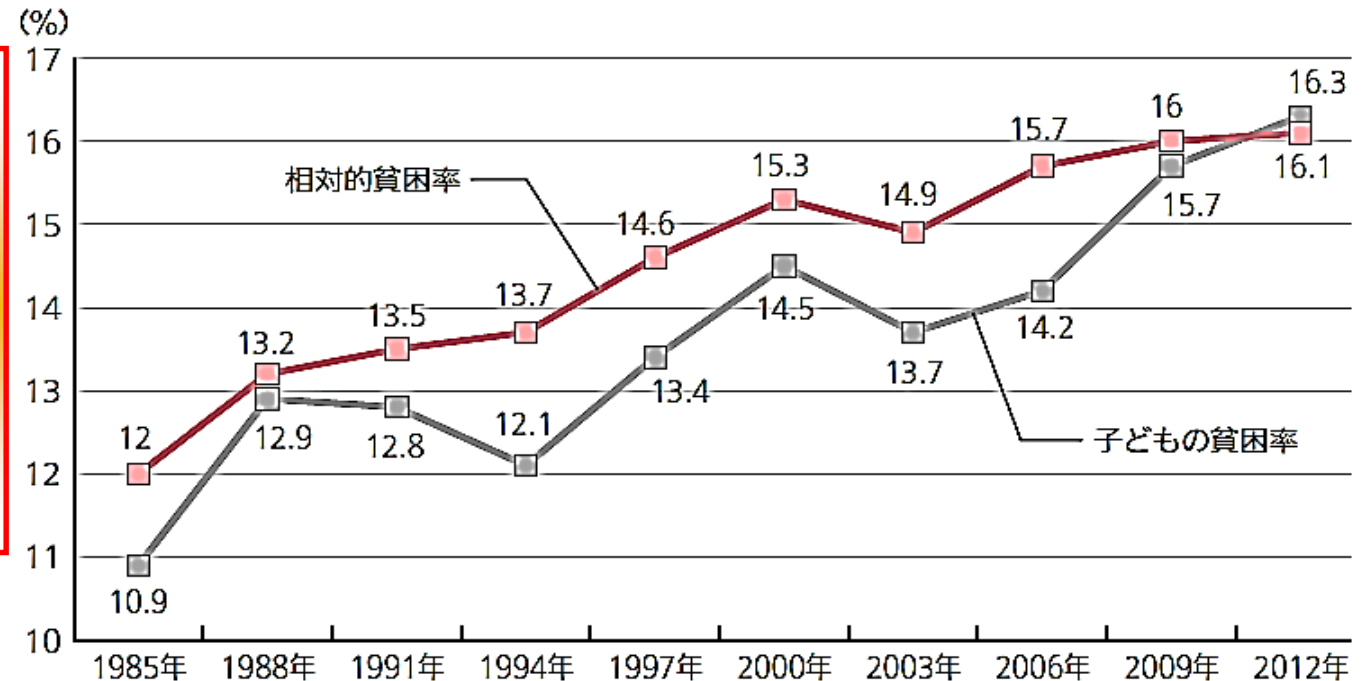
相対的貧困

- ・ 地域や社会において“普通とされる生活を享受できない状態”

日本の貧困は、
この「相対的貧困率」を指す

OECD基準によると、4世帯の可処分所得が250万世帯未満である。世帯別平均収入 年収185万以下を定義する。

相対的貧困率の年次推移



(出典：厚生労働省「平成25年国民生活基礎調査の概況」より作成)

貧困とは② ～ 貧困家庭の現状

貧困家庭とは、

- 母子家庭、父子家庭、高齢者65歳以上の単独単身世帯、生活保護受給ほか、様々な要因による低収入世帯を指す。

生活困窮者とは、

- 働きたくても働けない、住む所がない、生活全般にわたって困っている人を指す。

| | 昭和 60年 | 63 | 平成 3年 | 6 | 9 | 12 | 15 | 18 | 21 | 24 |
|---------------|-----------|------|----------|------|------|------|------|------|------|------|
| | % | % | % | % | % | % | % | % | % | % |
| 相対的貧困率 | 12.0 | 13.2 | 13.5 | 13.7 | 14.6 | 15.3 | 14.9 | 15.7 | 16.0 | 16.1 |
| 子どもの貧困率 | 10.9 | 12.9 | 12.8 | 12.1 | 13.4 | 14.5 | 13.7 | 14.2 | 15.7 | 16.3 |
| 子どもがいる現役世帯 | 10.3 | 11.9 | 11.7 | 11.2 | 12.2 | 13.1 | 12.5 | 12.2 | 14.6 | 15.1 |
| 大人が一人 | 54.5 | 51.4 | 50.1 | 53.2 | 63.1 | 58.2 | 58.7 | 54.3 | 50.8 | 54.6 |
| 大人が二人以上 | 9.6 | 11.1 | 10.8 | 10.2 | 10.8 | 11.5 | 10.5 | 10.2 | 12.7 | 12.4 |
| 名目値 | 万円 | 万円 | 万円 | 万円 | 万円 | 万円 | 万円 | 万円 | 万円 | 万円 |
| 中央値 (a) | 216 | 227 | 270 | 289 | 297 | 274 | 260 | 254 | 250 | 244 |
| 貧困線 (a/2) | 108 | 114 | 135 | 144 | 149 | 137 | 130 | 127 | 125 | 122 |
| 実質値 (昭和60年基準) | | | | | | | | | | |
| 中央値 (b) | 216 | 226 | 246 | 255 | 259 | 240 | 233 | 228 | 224 | 221 |
| 貧困線 (b/2) | 108 | 113 | 123 | 127 | 130 | 120 | 116 | 114 | 112 | 111 |

『ここからねっと』の支援活動 ～貧困家庭と社会との懸け橋として～

・ここからねっとでは、

緊急的に困りの生活困窮の方々に対しての物資支援に取り組む。

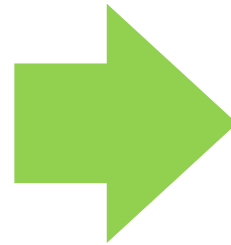
2015年6月
「子どもの貧困対策法制定」
日本の子どもの貧困率

33.3%

= 約3人に1人が貧困

町田市は
23区3多摩地区の中で6位

貧困率 **19.7%**



ここからねっとで
物資支援を受けて

更に
生活困窮者支援を申請して
生活を安定させる

解決